

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 30 号

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間に関する条例(平成 3 年函館市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とし、第 4 条を第 6 条とし、第 3 条の次に次の 2 条を加える。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第 4 条 任命権者は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間(第 2 条の規定による勤務時間をいう。次条第 2 項において同じ。)以外の時間において職員に勤務することを命ずることができる。

(時間外勤務代休時間)

第 5 条 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年函館市条例第 15 号)第 16 条第 2 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第 2 条第 4 項または第 5 項の規定により勤務時間が割り振られた日(職員の休日および休暇に関する条例(平成 3 年函館市条例第 4 号)第 2 条第 1 項に規定する休日および同条第 3 項の規定により

勤務が免除される日を除く。)の当該勤務時間の全部または一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(職員の休日および休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の休日および休暇に関する条例(平成3年函館市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「の規定による」を「に規定する」に改め、「他の日」の後ろに「の職員の勤務時間に関する条例(平成3年函館市条例第3号)第2条第4項または第5項の規定により勤務時間が割り振られた日(同条例第5条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日および第1項に規定する休日を除く。)」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第14条中「ときは、」の後ろに「勤務時間条例第5条第1項に規定する時間外勤務代休時間または」を加え、「の規定による」を「に規定する」に改める。

第16条に次の2項を加える。

- 2 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第2条第4項および第5項の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち市長が定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 勤務時間条例第5条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定

された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市長が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

第24条に次の1項を加える。

- 3 職員が勤務時間条例第5条第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第5条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（提案理由）

労働基準法の一部改正に伴い、月60時間を超える時間外勤務に係る、時間外勤務代休時間に関する規定を整備し、ならびに時間外勤務手当の支給割合を引き上げ、および指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合の時間外勤務手当の支給期日に関する規定を整備するため